## 令和4年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

# 令和4年9月8日(木) 午前9時25分開会

### ◎出席議員(12名)

1番	神糸	工用	宗	宏	君		7番	菅	森	照	雄	君
2番	清	水	登久	、子	君		8番	富	永		勉	君
3番	近	藤		勇	君		9番	Ш	添	武	史	君
4番	木	下	茂	樹	君	1	0番	Щ	П	久	男	君
5番	Ш	岸	真	喜	君	1	1番	大	橋	富	造	君
6番	竹	内		薫	君	1	2番	松	居		亘	君

## ◎欠席議員(0名)

なし

## ◎説明のために出席した者の職氏名

町		長	久	保	久	良	君	福祉保健課長	林		優	子	君
副	町	長	小	菅	俊	$\vec{=}$	君	産業環境課長	飯	尾	俊	_	君
教	育	長	Щ	中	健	_	君	地域整備課長	藤	本	_	之	君
会言	十 管 理	者	奥	Ш	明	子	君	学校教育課長	吉	田		克	君
企	画 課	長	野	村		博	君	教育総務課長	本	多	正	浩	君
総	務課	長	石	田	年	幸	君	生涯学習課長	大	岡	まり	Þみ	君
税務住民課長 岡 田 伊久人					人人	君							

## ◎議会事務局

事務局長夏原伸幸 書 記渡邊美和

## ◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

### (開会 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

〇議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条 第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。 それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

[4番議員 木下茂樹君 登壇]

○4番(木下茂樹君) 4番、木下茂樹です。議長の許可を得ましたので、今9月議会に おけます一般質問を始めさせていただきます。

まず1点目、肥料費など助成は。

ロシアのウクライナ侵攻と新型コロナウイルス感染が相まって不確実な経済情勢から、 国内では多くの産業が影響を受けました。特に、新型コロナウイルス感染の影響から外 食産業、学校での米飯給食、牛乳など需要減少を招き、特に農業は大きな影響を受けた と思われます。米、麦など穀物価格は国ではほぼコントロールされ、生産者は価格決定 に関与できないシステムでもあります。コストに対し価格転嫁ができない宿命がありま す。

1月臨時議会において、米生産の正規流通に対し、500円/30kg (1袋)の助成を頂きました。そのほかにも、当町では農業用大型特殊免許取得の助成金、担い手、営農組合に農業機械の購入補助など、農業には当町独自の補助、助成金を賜り、担い手、営農組織から苦境時の補助、助成金に感謝の報告も受けております。

一方、最新の情報として、この秋からの肥料情報が判明してきました。年内に申込みとなる来春の春肥価格の上昇が、一般的な作付品種で前年比、水稲の場合1.5から1.

7倍、秋播種、麦の場合は1.5から1.8倍、単肥では2倍以上となる情報です。この ままでは、水稲、麦などへの影響は甚大となります。

当町では、7月26日の議員全員協議会資料における多賀町農業用肥料高騰対策農業者緊急支援事業概要において補助金内容が提示されました。水稲において耕作者全てに適用される見込みから、地域の地産地消の生産者、耕作面積の少ない農業者にも適用となり、受益者の幅が広がることは歓迎できます。しかしながら、当町基幹作物である水稲の補助額は、議員全員協議会開催時と最新情報を比べ、まだまだ低いように思われます。刻々と変動する状況変化の対応をお願いする次第であります。

もう1点、多賀町農業用燃油等高騰対策農業者緊急支援事業検討資料において、農業 用機械の燃油補助金も提示いただきました。軽油の単価も前年比約1.4倍以上の高騰 となっており、農業用機械も大型化している現状から、ありがたい補助金と思われます。

今回の農業資材、肥料、農薬と燃油の値上がり幅は、今までに経験したことのない生産コスト上昇、販売価格下落は、農業継承の意欲低下となり、農業の荒廃につながります。特に当町に与える影響は大きく、将来の農政に対する影響は甚大です。当町では中山間地でもあり、典型的な地産地消を実証するSDGsの見本となる農業形態でもあります。本町独自の上乗せ補助金で地域社会の存続、水田耕作地の維持、管理のためにも、一日でも早く補助金が届くようお願いする次第です。

そこで、以下について問います。

- 1点目、農業資材、肥料・農薬と燃油高騰の最新情報は。
- 2点目、水稲耕作の補助金増額は。以上です。
- 〇議長(松居亘君) 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長(飯尾俊一君) 木下議員の1番目、肥料費などの助成はの1点目、農業 資材、肥料、農薬、燃油高騰の最新状況のご質問にお答えいたします。

農林水産省大臣官房統計部が毎月発行しております農業物価統計調査における農業物価指数(令和4年6月分)によりますと、農業用資材全体の傾向を示す農業生産資材価格指数は、前年同月に比べ8.5%上昇しているとの報告がなされております。中でも肥料につきましては、硫安や尿素、塩化カリウムの無機質の単肥料で、前年同月比27%、一般的に多く使用されているチッソやリン酸、カリウムを合計した成分含有率が30%を超える高度化化成肥料、いわゆる化学肥料にあっては36%の上昇となっております。また、農薬のうち除草剤が7%、農業用ビニール資材が7.9%、光熱動力のうち軽油におきましては12%と、いずれも前年同月比で上昇の状況となっております。さらにJA全農は、5月31日に令和4年6月から10月に供給する秋肥の価格を発表しましたが、過去に経験したことのない大きな値上げであると報じております。

これら農業生産資材の価格高騰は、穀物高騰による世界的な肥料需要の高まりや、ウクライナ情勢による原料需給の逼迫に加え、燃油の価格高騰に伴う輸送費の上昇や円安

などの複数要因が重なったものと考えられることから、現状はしばらく続くものと思われます。

2点目、水稲耕作のさらなる補助金増額はについてですが、7月の臨時議会でお認めいただきました肥料高騰対策における本町独自の補助事業は、主に令和4年度産の農産物の生産における影響に対する対策事業として位置付けております。事業費の積算根拠といたしましては、JA東びわこ監修の令和4年度産施肥設計書を基に、10a当たりに必要な肥料の掛かり増し費を試算し平均化して算出しておりますので、一定の支援額になっているものと考えております。

しかしながら、今後、各農家で準備される令和5年度産の作物に使用する春肥につきましては、その後の情勢の変化に伴い、大きく高騰している状況であることから、何らかの対策が求められることは必至であると考えます。

この対策といたしましては、国の事業として7月29日に農林水産省が発表いたしました肥料価格高騰対策事業がございます。令和4年6月から令和5年5月に購入する肥料に対し、前年度から増加した肥料費の7割を支援する制度となっております。したがいまして、本町といたしましては、本事業の活用により一定の支援措置が図られるものと考えますことから、現在のところ、水稲耕作のさらなる補助金増額は考えておりません。

なお、本事業の詳細につきましては、現在、県で運用方法の検討がなされておりますので、決まり次第お知らせしていく予定でございます。また、農林水産省のホームページには、肥料のコスト低減を図る方法などの情報も掲載されております。肥料価格高騰対策事業と併せてご活用いただくことで今回の肥料高騰に対応していただければと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(松居亘君) 木下議員。
- ○4番(木下茂樹君) ご丁寧な回答を頂きまして誠にありがとうございます。また、本町が独自の補助金制度、またバックアップを頂きまして、農業者は本当に心強い限りでございます。ただ、先ほども言いましたように、どうしても中山間地で、ほ場条件とか生産量には非常に厳しい面があります。一層解釈をしていただいて、補助の方も継続していただきたいと思います。私の調べた値上げ幅と課長の回答の中での上昇では多少の誤差はありますけども、やはり特に肥料関係は大きなウエートを占めた中で値上げが大きいということです。まして、肥料の成分の中で窒素、リン酸、カリの中を考えてみますと、特にリン酸は鉱物資源の割合が高くて、非常に生産国が限られた中で厳しいと、それとまたカリに関しては、ロシア侵攻の関係でロシアとベラルーシの生産が多いということで、非常に材料確保も厳しいというふうに伺っております。しかし、来年産における成分肥料の確保はできてるということですが、課長も言われましたように、非常に流通費の値上げもありまして厳しい状況です。その点、先ほども課長の方からもありま

したけれども、肥料の上昇が今まで以上にまた続いて来春以降になったときに、また春 先の肥料購入に関しましての補助金増額があるかということもお伺いしたいと思います。

- 〇議長(松居亘君) 飯尾産業環境課長。
- ○産業環境課長(飯尾俊一君) 再質問にお答えさせていただきます。

国内の経済状況を踏まえまして、国ならびに県の支援状況等をまた注視しながら考えてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(松居亘君) 木下議員。
- ○4番(木下茂樹君) ありがとうございます。まだまだこれから刻々と変化する国際情勢、また円安の拡大によって実際の流通価格が上がる可能性もありますので、その状況に応じてまた検討していただきたいというふうに思います。

2点目の水稲耕作者の補助金の増額の関係ですけども、今年いただきました米の30 kg 500円の件ですけども、また今朝の農業新聞でも出てたんですけども、若干お米の値段が今年産は上がる可能性が高いということでありますけども、まだまだ未定な面があります。そのときに、また米の価格があまり上がらない状態、またコストが上昇した場合、農業所得が減る可能性も高いもんですから、またその500円の補助に対しまして、今後の見込みはどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(松居亘君) 飯尾産業環境課長。
- ○産業環境課長(飯尾俊一君) 再質問にお答えさせていただきます。

必要な支援につきましては財政当局とも調整しながら進めてまいりたいというふうに 考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(松居亘君) 木下議員。
- ○4番(木下茂樹君) ありがとうございます。もう1点、再確認しときたいんですけども、資料でこの支援額に関しまして、肥料コスト増加分の0.7倍が支援額というふうにお聞きしておりますけども、この計算は各自でやらないといけないんでしょうか。
- ○議長(松居亘君) 飯尾産業環境課長。
- ○産業環境課長(飯尾俊一君) 水稲の支援策とかにおけますものにつきまして計算は農家の方ではありませんので、全て農協なり、今後、国の事業も始まってきますけども、県ならびに農協辺り、そして町のやつですともう今年の7月に補正させていただきました分について出てますので、計算は要らないと思います。
- 〇議長(松居亘君) 木下議員。
- ○4番(木下茂樹君) ありがとうございます。ぜひともこの補助制度を円滑に進めていただきますように早急な対策と、今後も熱いご支援のほどよろしくお願い申し上げます。 続きまして、大きな2点目の方の質問に移らせていただきます。

2点目、使用済み乾電池の対応は。家庭用使用済み乾電池は、本町は毎月収集され、 湖東広域衛生管理組合リバースセンターで中間保管され、北海道のイトムカ最終処分場 で処理されていると聞いております。当初の家庭用使用済み乾電池処理は、水銀入りの 単一から単五までの有害廃棄物として収集が始まりました。家庭使用済み乾電池は、水銀入りからマンガン、アルカリへと材質も変化し、充電式リチウムイオン乾電池も増加してきております。乾電池の形状も単一から単五だけでなく、ボタン電池やデジカメ、加熱式たばこ機器や小型家電、モバイル機器、小型パソコンなどや衣類のコードレス化にも応用される多種多様な形状となってきています。最近では、家庭用農業機材に至るまで充電式リチウムイオン電池が普及、流通し、廃棄量も急増しています。家庭系使用済み乾電池も以前に比べ多様化すると、収集、保管上での事故が多発しているとの報道があります。

環境省の20年度の調査資料によりますと、1,734区市町村のうち、充電池を原因とする火花発生や発煙、出火があったのは255自治体で1万1,174件あり、発生場所は中間保管施設、収集場所などを含みますけども、収集車での発生が増加し、モバイルバッテリーや充電式リチウムイオン電池が火災原因とのことです。

当町においても問題となるのが、収集場所と収集方法にあると思われます。庁舎内における回収ボックスはエレベーター前の離れた場所に設置されており、いつ発煙、発火しても不思議ではない状況と思われます。事故多発の充電式リチウムイオン電池の収集、運搬も、構成のリバースセンターで行われていると思われますが、危険性など議論となっているでしょうか。また、アルカリ電池の単一から単五までの処分について、家庭系使用済み乾電池収集から先進的な考え、金属廃棄物と分類しないかを問います。水銀入り乾電池の販売は平成14年度に終了して、輸入小型家電に付属している乾電池以外は日本では流通していません。外国でも水銀入り乾電池は生産されていない現状から、水銀入り廃乾電池の回収当時と同様の収集、処理システムで良いのでしょうか。

現状の使用済み乾電池収集を危険有害廃棄物として収集するのであれば、分担金比率を逆累進化に改めるべきと思われます。また、処理費用分担比率は排出量比率となっており、積極的に収集するまちほど負担額は大きくなります。構成する各町とも、世帯当たり、人口当たりの排出量に差はないと思われます。収集量が異なるのは収集方法、広報によるものと思われ、積極的に収集すべきですが、収集量で分担金が増減となります。本町でしっかり検証して、危険有害廃棄物から金属資源化を目指し、湖東広域衛生管理組合で討議すべきと思われます。

廃棄物の処理および収集に関する法律では、市町村固有の事務となっていることから、 担当課の対応を問います。

- 1点目、家庭系廃乾電池の定義と再考は。
- 2点目、危険性の把握は。
- 3点目、収集の変更と資源化への転換は。
- 4点目、処理費比率の見直しは。以上です。

#### 〇議長(松居亘君) 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長(飯尾俊一君) 木下議員の2番目の使用済み乾電池の対応はの1点目、 家庭系廃乾電池の定義と再考はのご質問にお答えいたします。

家庭系廃乾電池は一般家庭から出る使用済み乾電池で、多賀町では乾電池、ボタン電池、リチウム電池、充電式電池、ビデオカメラ用などのバッテリーを想定し回収しています。議員ご指摘のとおり、乾電池の種類も多様化していることから、廃棄の方法について町民の皆さんに分かりやいすように整理し、お知らせしてまいりたいと考えております。

次に2点目の危険性の把握についですが、モバイルバッテリーやリチウムイオン電池は過度な力が加わると発熱、発火する危険性があることは認識しており、危険性については町内回覧等で周知し、充電式の家電製品に使用されているモバイルバッテリー、リチウムイオン電池は小型家電から取り出して乾電池回収ボックスに入れていただくようお願いしております。今後も広報やホームページ等を活用し、引き続き周知してまいります。

庁舎内の回収ボックスによる保管方法については、発火による事故が発生することは 考えにくく、また現在、設置している場所は町民に分かりやすく利用しやすい場所と考 えますので、設置場所の変更は考えておりません。

3点目の収集の変更と資源化(金属)への転換についてでございますけども、議員ご 承知のとおり、町で収集した使用済み乾電池はリバースセンターで取りまとめされ、北 海道のイトムカ最終処分場で水銀を抽出した後、製鉄や亜鉛の原料としてリサイクルさ れています。

ご指摘のとおり、水銀の乾電池の販売は平成14年度に終了しておりますが、最終処分場の調査結果では、水銀ゼロ使用になる以前に製造された乾電池や、水銀を使用している外国製の乾電池が混ざっていることが分かっています。

これらの乾電池から水銀の抽出処理を行うためには使用済み乾電池として分別し収集 することが必要と考えますが、使用済み乾電池の収集運搬に費用を要していることから、 現在、新ごみ処理施設供用開始に伴い、ごみ分別方法について1市4町で協議しており ますので、その中で回収方法の変更について検討してまいります。

4点目の処理費比率の見直しはについてですが、現在、使用済み乾電池の処分費は、 実績割100%となっています。リバースセンターで使用済み乾電池の収集を行う以前 の愛知郡広域行政組合の頃から変わってはおりません。リバースセンターは、北海道の 最終処分場への運搬のため、使用済み乾電池を取りまとめ保管する場所であり、廃棄物 として処理する施設ではないため、現在のような実績割100%の考えになっていると 聞いております。

いずれにいたしましても、湖東広域衛生管理組合の事業でありますので、構成町で協 議してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

#### 〇議長(松居亘君) 木下議員。

- ○4番(木下茂樹君) ありがとうございました。乾電池も非常に多種多様で変わってきておりまして、6月の新聞によりますと、先ほども言いましたように非常に乾電池の火災事故が多くて、場合によってはパッカー車が全焼したり、保管場所のところで火災によって非常に損害が出てるというふうなことも出ております。その中で、この廃乾電池というのは、例えばもう流通も制限されまして、例えば滋賀県やったら日通で京都へ運び、京都からJR貨物日本海経由で北海道へ行き、その近隣からまた日通のトラックというふうにされているみたいです。それはもう各県によって違っておりますので、非常に運送費が昔ながらの高い状況です。先ほども言いましたように、水銀入りがなくなって約20年近くになります。20年経ったら、ほぼ水銀入りの乾電池はないというふうに思われます。ないんであれば、先ほど課長も言われましたように、微量要素の都市鉱山になるかもわかりませんが、簡易な方法としては金属ごみとして、金属資源ごみとして分類ができないのかな。それは市町村固有で頑張っていこうとしたらできないことはではないのかなというふうに思います。その点について、課長の課の方の検討をお願いします。
- 〇議長(松居亘君) 飯尾産業環境課長。
- ○産業環境課長(飯尾俊一君) 再質問にお答えさせていただきます。

今現在も資源ごみとして乾電池の方を回収させていただいておりまして、北海道の方で資源として回収しておりますので、先ほど質問されましたように、乾電池をリサイクルしていくということは変わりはないというふうに考えております。

- 〇議長(松居亘君) 木下議員。
- ○4番(木下茂樹君) ありがとうございます。もう1点、各構成してる町の逆累進化の関係ですけども、令和3年度の廃乾電池の受入れ状況、リバースセンターの状況を見てますと、多賀町が2.5 t 近く年間あります。ほかの2町は1.5 t から1.7 t 、そうなってきますと多賀町がすごく乾電池をたくさん使っとんかというふうになりますけども、実際、これは多賀町の流通システムができてるから、皆さん、使用済みの乾電池を出しておられると。言い方を変えると、犬上郡のあとの2町は、言葉は悪いけど大して収集してない。そうなってくると、ほかの2町は費用が少なくて、多賀町は一生懸命やればやるほど負担金が大きいというふうになります。その点につきまして、課長の見解をお聞きしたい。
- 〇議長(松居亘君) 飯尾産業環境課長。
- 〇産業環境課長(飯尾俊一君) 再質問にお答えさせていただきます。

令和3年度で、多賀町につきましては2.27 tというトン数でございます。令和2年度につきましては、2.47 tということでございます。それと今の、回収すればするほど金額が増してくるというふうにおっしゃいました。実績割100%で今、回収しておりますので、当然そのような形になってくるというふうには考えておりますけども、それも含めまして先ほど答弁させていただきましたように、最終新処理、湖東広域衛生

管理組合でも話を持っていかなければならないし、先ほども言いましたけれども、乾電池の在り方、廃棄についても最終1市4町の方で話しているというようなことでございますので、その辺につきましては今のところ、これ以上のことは回答は控えさせていただきたいと思います。

- 〇議長(松居亘君) 木下議員。
- ○4番(木下茂樹君) ありがとうございます。基本的には、先ほども言いましたように、 法律上は市町村固有の事務という形になります。その中で、やはり担当課として広域行 政の中で担当者、課長会で協議していただいて、管理者会、また広域の議会の方に上程 していただいて、廃乾電池の収集とか負担金等を協議していただきたいというふうに思 います。もうあくまでも広域に出す廃乾電池の支出金に関しましても一般会計から出て おりますので、ぜひとも頑張って負担金を減らすような方向性を持っていただきたいと 思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。 〇議長(松居亘君) 次に、5番、川岸真喜議員の質問を許します。

5番、川岸真喜議員。

[5番議員 川岸真喜君 登壇]

○5番(川岸真喜君) 議長の許可を頂きましたので、大きく3つ質問をさせていただきます。

まず1つ目、発熱外来の現状についてお聞きします。

コロナの第7波は感染状況がピークを迎えております。やや感染者数は日々減りつつありますけれども、今なおピークのさなかにあるというふうに考えられます。発熱外来は予約制で、電話がつながらない状況が多くあるというふうに聞いております。受付開始から10分程度で1日の受入枠が埋まってしまっています。発熱外来を開設している病院は少なく、PCR検査にたどり着かないケースが多くあると聞きます。ある病院では、発熱外来の受診の条件が37度5分以上、抗原検査が陽性であることを条件にしているので、発熱で条件に達してない方は門前払いもあると聞いています。人によっては発熱が下がって37.5度を下回るケースもあります。土日祝日は診療されておらず、くすのきセンターも抗原検査だけと聞いております。抗原検査キットの入手も難しいと聞いています。抗原検査だけと聞いております。抗原検査キットの入手も難しいと聞いています。抗原検査に加減してしまい、検査の正確さに欠けることもあります。また、検査キットは事業所によっては従業員分を確保しているところとそうでないところがあるというふうに聞いております。。

そこで1つ目の質問としまして、発熱外来を開設している病院はどこか。

2つ目として、1日の診察枠は何人か。

3つ目、病院によって受診に条件を設けることは、PCR検査を受けたい人にとって 機会を奪うことになり、検査結果の取得に遅れが生じると、療養だけでなく勤務など社 会生活に影響が出ます。なぜそのような条件が設けられているのかお聞きします。

4番目、住民向けに抗原検査キットが確保されることが望ましいと考えます。国や県の動きはどうかお聞きします。また、参考までに多賀町役場関係の事務職、教育職など、職員向けの抗原検査キットも必要であると思いますが、確保されているのかお聞きします。

5つ目、ワクチン接種の拡充も必要でありますが、PCR検査の拡充こそが現役世代を中心に必要と考えます。圏域の担当者会議などでPCR検査の拡充を要望していただきたいと思います。現状はどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

〇議長(松居亘君) 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長(林優子君) 川岸議員からのご質問、発熱外来の現状はについて、まず 1点目、発熱外来を開設している病院はどこかの質問にお答えいたします。

滋賀県のホームページに掲載されている湖東圏域での新型コロナウイルス感染症を診療、検査している医療機関は37か所となっております。ご質問を頂いております病院につきましては、彦根市立病院、友仁山崎病院、彦根中央病院、豊郷病院の4病院がありますが、それぞれの病院で発熱外来を開設されています。豊郷病院では、医療従事者の感染の影響等により、一時期、発熱外来を閉鎖されていた時期もございましたが、8月25日からは再開したとのことです。

2点目、1日の診察枠についてでございますが、各病院に確認をしたところ、1つの病院では1日固定の診察枠を決めておられましたが、ほかの3病院については発熱外来での1日の診察や検査ができる枠については、各病院でその日の診療事情や従事できる医師等の配置によって日によって変動があるとの回答でした。

3点目、病院によってなぜ受診に条件が設けられているのかのご質問にお答えいたします。各病院での受診条件につきましては、診察枠の数を固定している病院のほかに、感染状況により37.5度以上の発熱が3日間続いた方など受診条件を設けられていた病院もありましたが、感染の状況や診療体制により、その受診状況はその都度変わってきているようです。一方、軽症の方や検査目的での受診が増えると、本来、治療が必要な患者の診察が遅れることになるため、無症状の方や軽症の方については、状況によっては医師の判断で診察や検査を断られる場合もあるとのことです。

共通して言えることは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療の現場が大変逼迫している中で、病院については新型コロナウイルス感染症だけを対象としているだけではありませんので、命を守る医療の提供を最優先とする医療現場においては、限りある医療資源ですので、発熱外来の診察についてはやむなく条件や診察枠を設けざるを得ない状況だと推察いたします。

4番目のご質問にお答えいたします。まず、住民向けに抗原検査キットが確保される ことが望ましい。国や県の動きはどうかのご質問ですが、滋賀県では医療機関の特に外 来医療と保健所業務の逼迫を緩和することを目的として、9月1日に検査キット配布・ 陽性者登録センターを設置し、既に運用が開始されています。ほかの都道府県でも、滋 賀県に先駆けて同じような目的で検査キット配布・陽性者登録センターを開設されてい ます。

また、8月末にインターネットで医療用抗原定性検査キットの購入も解禁となっている状況です。なお、役場の職員につきましては、年度当初、職員の互助会において検査キットの確保を行う検討もありましたが、その運用方法を十分に詰めきれなかったことから、現時点では確保ができていない状況です。一方、学校や保育園などの職員は、現場での感染状況によりイベントベースサーベイランスという事業を使ってのPCR検査を受けることになっています。

5点目のPCR検査の拡充を要望されたい。現状はどうかのご質問にお答えします。 現在、PCR検査につきましては、まず症状がない方を対象とする検査無料化事業として、県内の登録薬局等で検査キットを受け取り、検査を受ける方法があります。濃厚接触者となった方や症状が軽症で重症化リスクがない方については、検査キット配布・陽性者登録センターに申し込んで検査キット配布を受け、検査を受けることができます。

65歳以上の高齢者や妊婦、また重症化リスクのある方は、今までどおり、まずはかかりつけ医に電話で相談をしてから、発熱外来やかかりつけの医療機関に受診して検査を受ける方法となります。

また、学校や保育園、福祉施設などにおいては、先ほど申し上げたように、感染状況 によってクラスータを早期に検知し対応ができるよう、イベントベースサーベイランス 事業での検査を受けることになっています。

コロナの検査につきましては、特に8月半ば、医療機関がお盆休みであった期間は、 検査を希望してもなかなか検査が受けられず、多くの方がお困りであったと伺っており ます。しかしながら、9月1日からは県内では検査キット配布・陽性者登録センターが 開設され、検査キットを申し込んだら翌日か2日後には検査キットが届くようなので、 一時期よりは検査が受けやすくなったと理解しております。

PCR検査は精度が高いというメリットはあるのですが、検査結果が出るまでに時間がかかります。これに比べ、抗原定性検査キットによる検査制度は、PCR検査には劣りますが、15分から30分程度と迅速、簡単に検査ができます。以前と異なり、症状があり抗原検査が陽性に出れば、PCR検査をせずに新型コロナウイルス感染症との陽性の診断をされることも多いようです。

なお、濃厚接触者で無症状の方につきましては、必ずしもPCR検査を受ける必要はなくなりました。このように、検査を取り巻く環境も刻々と変化していますので、現時点ではPCR検査の拡充を要望する必要はないと考えていますが、今後も引き続き感染状況や国・県、他市町の動向なども注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げ

ます。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 回答ありがとうございました。1つ目は発熱外来の現状について質問をさせていただきました。個人病院ですとかまちの診療所ですとか保健所では、なかなか発熱外来を開設されているところはないということで、働く人たち、現役世代にとっては、いろんな原因で熱が出たときに、仮に家の解熱剤を飲んで一時的に下がったとしても、出勤するのか休まないといけないのか、その判断がやはりPCR検査で陰性であることが職場から求められるというケースがあるというふうに聞いています。あるいは、発熱の原因について自分自身ではっきりと調べて原因を知りたいというケースもあるかと思います。抗原検査キットとPCR検査では信用性というか、職場等への信用性でいくと、PCR検査の方がまだまだ高いんかなという気がしております。

インターネットで調べますと、滋賀県内の1日のPCR検査の実施された数を公表されている数は1日600件程度となっています。検査が出てから陽性反応までが数日かかりますので、日々2,000人近い陽性者のうち、2、3日前の結果がどんどんその日に後に送られていくのかなという気はしていますけれども、1日600件だとすると、湖東地域だと100件ぐらいかなと。PCR検査が行われているのは、4で割ると120ぐらいなのかなという気はしております。発熱したときに保健所に電話しますと、PCR検査は最寄りの病院へ行ってくださいという案内がありますし、検査キットは今、お話しされたように郵送で送りますというふうに案内されています。新聞とかテレビで言われてますように、発熱外来の枠の少なさは、今お話しされたように、病院の現状もありますけれども、発症届を出さないといけないという病院側の事情、それから保健所はそれを受け取ってハーシスと呼ばれる入力のそのプログラムへ、全数把握ということで業務の負担が多いというふうに聞いています。全数把握の見直しがあれば1日の枠も増えていくのかなという気はするんですけど、当面は全数把握を現状維持という報道がされているんですけれども、この全数把握は現状維持ということで、1日の枠も増えないと予想されるのか。そこをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(松居亘君) 林福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(林優子君) 再質問にお答えさせていただきます。

全数把握につきましては、国の方でも今、議論がされてもおりまして、滋賀県では知事の方はしばらく全数把握を続けるというようなことで発表しております。今後のことにつきましては、国が一律に指示を出されることも今、予定をされているようですし、その動向によって滋賀県も方針を決めるのではないかと思いますが、町の私どもの方としては情報がまだ来ておりませんのでお答えかねます。以上です。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) いずれにしましても、1日の発熱外来の診察枠が増えて、PCR 検査を受けたい人が受けれるように、あらゆるルートを通じて求めていただきたいとい

うふうに思います。

それでは1つ目は終わりまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、住民情報の管理の現状についてお聞きします。

今年5月に起きました山口県阿武町でコロナ給付金を本来なら463世帯へ10万円ずつ送らなければいけないところを、1人に4,630万円誤送金されたという事件がありました。この原因については様々な報道がありますけれども、私も報道を通じてしか知り得ないのでご容赦いただきたいんですけど、新人職員と上司2人が担当し、2重、3重のチェックが欠けていたということ、そして口座情報の入ったフロッピーディスクだけの振込み作業に加えて、本来出す必要のない振込依頼書を出し、2重の振込みが発生したことが原因であったと言われています。細いことは私も調べかねますけれども、そこでフロッピーディスクの使用は銀行側からの希望によるものであり、CD-ROMより処理が速いからという銀行の要請であったと言われています。また、その事件の後、1か月ほど経ったときですけれども、兵庫県尼崎市では情報移管の業務を委託された業者が、全市民46万人の個人情報が入ったUSBメモリを紛失するという事件がありました。住民のデータ移管作業を請け負ったのは、委託先から再委託とも再々委託ともいわれる業者でありました。その職員がUSBメモリを紛失したという事件です。そこで、多賀町でも住民情報の厳重な管理が求められるのではないかと思いまして、今回、質問させていただきました。

1つ目としましては、口座情報などの振込み作業は2重、3重のチェックが求められると思います。何人で作業を行っているのか。その際、何らかの記録媒体を金融機関等へ移動させているのかをお聞きします。

2つ目としましては、住民データを扱う業務委託において、この尼崎市のように再委 託、あるいは再々委託が行われていないのか、それについてお聞きします。

#### 〇議長(松居亘君) 奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

**〇会計管理者(奥川明子君)** 川岸議員ご質問の住民情報の管理の状況はの1点目、振込作業や記録媒体についてお答えいたします。

山口県阿武町で発生しました御送金は全国的な大きな事件となったところですが、これは議員のご説明にもありましたとおり、フロッピーによる振込処理をし、さらに手書きの振込用紙による振込手続をした結果によるものであると報道されております。

多賀町におきましては、指定金融機関である滋賀銀行への振込依頼方法として、平成27年10月から振込振替電子送信システムによるデータ送信の振込処理に移行し、データは伝送処理することから、フロッピーなどの記録媒体の受渡しは一切行っておりません。また、手書きによる振込処理も令和3年4月以降実施しておりません。支払いは毎月15日、月末の2回の総合振込のほか、職員給与、児童手当、給付金など支払いのほとんどをこの伝送処理による振込で行っております。

現在、当町の会計室の職員は、正職員3名と会計年度任用職員1名の4名の体制で業務を行っております。まず、振込みの基となる支出伝票は各担当課長、総務課の財政係がチェックした後、会計室で2人がそれぞれチェックし、データを読み込んで振込データを作成します。その後、アナログではありますが、支出伝票1枚1枚と振込データを2人の読み合わせにより再度照合しております。データ送信は別の1人が担当し、データ送信の際は、振込データを送付するごとに件数と金額、振込日が明示された振込依頼を作成し、再度チェックの上送信します。また、振込手続した伝票は処理済みのフォルダへ移動し、未処理伝票との混在を避け、2重に振込処理しないようにしています。支払い伝票は年間約3万件、月2,500件ぐらいありますが、ここ数年、誤送金の事例はございません。

今回の阿武町の事件を受け、なぜ誤送金が起こったかを会計室職員全員で検証し、それぞれの業務の見直しやチェック体制の確認を行いました。今後も決して誤りが起こらないよう細心の注意を払い、正確かつ適正な会計事務を遂行してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

〇議長(松居亘君) 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長(石田年幸君) 川岸議員の2番目の再委託の有無についてお答えをいたします。

現在、多賀町の住民データを使用し処理するためのシステムの開発および保守業務は、 基幹系と呼ばれます多くの業務がありますが、その多くは6町が共同で運用するクラウドシステムにより、1社の株式会社KKC情報システムが業務を行っております。そのほか各課が個別に運用しております、例えば地図情報システムであるとか、家屋評価システム、要援護者台帳システム、保育業務支援システムなど、6町クラウド共同利用事業以外のシステムとに分類をされます。そのいずれのシステムにおきましても、住民データを取り扱うということから、厳重な管理の下、慎重に取り扱わなければならないということに変わりはございません。

ご質問の再委託についてですが、どの契約におきましても個人情報取扱特記事項として、再委託についての規定、ルールを定めており、条文でうたっております。その中では、業務全てについて再委託をすることを禁止していること、また業務の一部についての再委託は可能としておりますが、個人情報等の取扱いや秘密の保持など、全ての条件は元請け契約と同等であり、かつ発注者である多賀町へ報告および承認、再委託の承認でございますが、を得ることと定めております。このことから、ご質問の再委託につきましてはシステムの中で行われている業務もございますが、住民データは各委託業者の下、適正かつ厳重に管理されているものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。特に6町クラウド事業におきましては再委託が行われている業務もございますが、作業前後における作業計画書や作業報告書を併せて提出させるなどの対応も図っており、

住民データ等は適正に管理されているものと考えておりますので、ご理解をお願いいた します。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 答弁ありがとうございました。1つ目の口座への振込み作業についても、2重、3重のチェックが行われているという内容であったかと思います。

2つ目の再委託の件ですけれども、兵庫県尼崎市の事案で非常に気になったのは、USBメモリを庁舎外に持ち出しているという、そこに尽きると思うんですけれども、その多賀町のシステム改修の際に庁舎内で作業されているのか、庁舎外へデータを持ち出すこともあるのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。庁舎外に持ち出されることがあるのか。

- 〇議長(松居亘君) 野村企画課長。
- ○企画課長(野村博君) 先ほどの総務課長の答弁と重なるところ等ございますけども、実際、外部の持ち出しにつきましては業務上あり得るのかなと。そのときにつきましては、やはり契約手続を踏んだものに準じましてしっかりと管理していただくということになっております。あと、電子媒体ではなく、特に重要とする特定個人情報につきましては持ち出しについてはこれは禁じておりますので、少なかれ庁舎内で完結する、もしくは三重県にあります電子センターの方で処理をすることとなっております。以上でございます。
- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 庁舎外に持ち出されることもあるということですので、厳重に管理していだきたいというふうに思います。また、フロッピーディスクなど、磁気記録媒体で提出を求める行政手続が、先日8月末ぐらいの報道では国内で1,900条項あるというふうに言われています。それを聞いたときに、やはり行政手続の途中で紛失するリスクが非常に高いのかなという気がしています。昨今、デジタル化が叫ばれていますけれども、そういった記録媒体の移動を伴わないオンラインの申請ですとか、オンラインの行政手続が今後進むことが、住民情報を安全に管理することにつながるのかなというふうに私も思います。先月末の河野大臣の報道では、記録媒体による行政手続を改める方向へ動くという発言もされています。そこで、多賀町でもその磁気記録媒体で提出することが定められている条例等があるのか、その記録媒体での提出の手続はいくつぐらいあるのかをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(松居亘君) 野村企画課長。
- ○企画課長(野村博君) 本町の条例の中で、電子媒体、USB等での提出を求めるような条例はなかったと認識しております。言い換えてみますと、まだ紙媒体での提出を求めてるということで、今後、DX等が盛んに言われてる中で、そちらの方が良いものかなというところもこれからの議論にはなろうかと思います。オンライン化というような形で並行して検討していくことになろうかと思いますが、今ご質問の方にあります条例

の方で、電子媒体等で提出を求めるような条例の方はございません。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) そのDXは一般の者にはどんな事業かなかなか分かりにくいところですけれども、これは民間業者も含めて、先ほど口座への振込みのときに説明ありましたけれども、データの送信という形で進んでいくというふうに理解していいのかお聞きします。
- 〇議長(松居亘君) 野村企画課長。
- ○企画課長(野村博君) ご質問にお答えいたします。

今後のオンライン化という意図かと存じます。やはり今、DX、デジタルトランスフォーメーション、この中でもやはり行政手続等々でオンライン化を進めるということもうたわれておりますので、今後進んでいくことになろうかと思います。今、質問のご趣旨にありますように、金融機関等々の手続については、やはり自治体にも先駆けておられるところもございまして、オンライン上での手続が進んでいるところでございます。また、民間の事業者におかれましても、当課の所管の方では、昨年より電子入札の方を導入させていただいております。こちらの方にも事業者の努力で応じていただいていますし、それぞれの業務においてもオンラインの方で応じていただけるものかと考えております。また一方、町といたしましては、やはり住民サービスの利便性の向上というものがございますので、今後、町の方に提出していただく報告書なり申請書等、これが電子申請でできないものか、今、十分に調査研究を進めているところが現状でございます。以上です。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- **〇5番(川岸真喜君)** 回答ありがとうございました。住民情報を安全に管理していただくようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目はこども園開設で使用済み紙おむつの保護者持ち帰りはどうなのかという質問をさせていただきます。過去にも質問させていただきましたけれども、幼児教育施設において使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの見直しを求めてきました。この保護者持ち帰りという慣わしは、布おむつ時代の前例を踏襲しているという形のもので、保護者による健康状態の確認を理由に、またごみ処理の経費がかかるということを理由に、過去においても見直しに否定的な回答がありました。私も複数の子育て世代の方に聞いたところ、園から持ち帰った紙おむつの中を確認して子どもの健康状態を確認するということはなく、ごみとしてそのまま処理しているということを聞きました。よほど重大な健康の異常があるときだけ確認できればいいというものでありまして、そういった異常があった場合は、タブレット型の端末やカメラ機能の端末で写真で見せていただければいいという意見をお聞きしました。

過去の質問の際に経費の問題が回答の中にありましたけれども、私も持ち帰ってよく

よく考えてみますと、園でのごみが減りますけれども、逆に家庭でのごみが増えるということで、結局は町が負担するごみの経費は同じなんじゃないかというふうに考えているところです。そういったことも含めて、公立の施設であるということですので、園での公費負担がふさわしいんじゃないかというふうに考えております。新しいこども園、久徳うぐいすこども園が開設されます。この機会に、保護者は使用済みの紙おむつを持ち帰るのか、持ち帰らないのか、どちらの方向性で進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

県内の動きとしましては、京都新聞に5月14日付でこういう新聞が出たんですけれども、それによりますと、大津、草津、近江八幡で使用済みの紙おむつの保護者持ち帰りをやめていると報道にはあります。各園での廃棄に切り替えたという記事になっております。大津の事例は、市内の園舎の耐震改修工事をきっかけに園での破棄に切り替えたとあります。多賀町でも新しいこども園が開設されますし、これを機会に保護者の持ち帰りを見直すというふうに変えられたらどうかなと思いまして質問させていただきました。またこの新聞によりますと、保育士の作業負担という点も指摘されていまして、園児ごとに入れ物を用意して間違いないように気を付けなければいけないと、作業としてもそういった気持ちの面でも負担に感じるという保育士の声も取材されております。また、その専門家の意見もありまして、滋賀大学で幼児教育を担当されている方が、「汚れたおむつを自宅に持ち帰るのは不衛生である。異常を伝えるなら口頭や写真で十分だ」という意見も述べられています。新しいこども園開設についての際に、使用済み紙おむつを持ち帰るのか持ち帰らないのかをお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(松居亘君) 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長(本多正浩君) 川岸議員のこども園開設で使用済み紙おむつの保護者持ち帰りはのご質問にお答えいたします。

園における使用済み紙おむつの処理について、現状は保護者に持ち帰ってもらうこととしております。これは、保護者にお子様の健康状態の把握をしてもらうことが理由の1つとなっております。議員ご指摘のとおり、デジタル写真や連絡帳を通じて健康状態や排便の記録を保護者にお伝えできる方法もあり、新型コロナウイルスやノロウイルス等の感染症の家庭内感染を予防する観点からも、園内処理を検討する必要があると考えております。実際に園で処理を行っているところでは保護者や保育士の負担軽減にもつながっているということであり、園、保護者の意見を聞き、前向きに検討をしてまいりたいと考えています。具体的には、使用済み紙おむつの量の把握、衛生的に園でどう保管するのか。また、回収方法や経費について調査研究を行い、課題を整理したいと考えております。なお、新しいこども園だけでなく、多賀ささゆり保育園、大滝たきのみやこども園についても同様でございますので、3園が統一的に運用する必要があると思いますので、不備がないように検討し結論を出したいと考えておりますので、ご理解賜り

ますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 答弁ありがとうございました。今ほど、前向きに積極的に検討していただけるという回答を頂けたのかなというふうに思っております。やはり、町長も日頃から子育て熱心のまちをアピールされておりますし、今後さらに、今以上に子育て熱心のまちをアピールしていただけるきっかけになるんじゃないかというふうに思っております。3園とも、使用済み紙おむつの保護者持ち帰りが改められるように、ぜひとも検討をお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長(松居亘君) 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で11時5分といたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時02分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、大橋富造議員の質問を許します。

11番、大橋富造議員。

[11番議員 大橋富造君 登壇]

○11番(大橋富造君) 議席番号11番、大橋です。ただいま議長の発言の許可を頂きましたので、私は9月定例会におきまして2つの質問をさせていただきます。

まず1つ目は、ICTを活用した政策形成についての部分について伺います。

総務省では、地域課題の解決に役立つICT利活用の事例をインターネット等で紹介をされております。そこには、医療、防災、子育て、教育、福祉、交通、環境や地域活性化等、多くの分野で参考となる事例が紹介されております。このような事例を参考に、政策形成に当たっては積極的にICTを活用すべきと考え、町長の見解をお伺いいたします。

既に、ICTの活用につきましては5年近く経ちますけれども、私たちの日常生活の中におきまして大きな変化が来ております。もちろん、自治体の仕事のやり方自体も従来から比べますと大きく変化をもたらし、政策的にも大きな影響を与えています。ICTは防災や地域の活性化等、あらゆる領域で業務効率化に活用できるツールであります。まさにマイナンバー制度や自治体クラウドもその過程にあります。ICTの可能性は限りなく大きなもので、まだまだその活用方法には遅れているとも言われております。特に自治体では、まだまだ情報は最終的には従来からの紙ベースのものが必要とされているのが現状ではないかと思います。本来の行政サービスの向上に向けたICTの活用には終わりはありません。自治体のトップの考え方次第でさらなる住民サービスを図るこ

とができます。そこで、多賀町のICTの重要性に対する認識について、改めて久保町 長の見解をお伺いします。

次に、教育課程の中におきまして、GIGAスクール構想は順調に進んでいると思います。改めて小中学校の生徒一人一人に個別最適化された創造性を育む教育を提供する中で、教育のメリット、デメリットについての研究はどうなのか、生徒のモチベーションは高まってきているのか、また当初の導入過程では教職員の情報共有や時間短縮、教職員の働き方改革の一環としての負担軽減が計画どおり進められているのかどうか、近況について学校教育課長に伺います。特にデメリットの中で想像される問題として、ICTの機器の管理や故障の対応で教員の負担増や故障時の修理、修理の納期面やその代替品の対応等、やりくりなどには支障は出ていないのか。そして、精密機器だけに年々費用が増大しているのではないかと危惧するところです。現状はどういうような状況になっているのか伺いたいと思います。また、参考までに各学校単位で令和3年度の年間保守維持費用とメンテナンス費用はどの程度なのかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(松居亘君) 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長(久保久良君) 大橋議員のご質問の1点目、町のICTの重要性に対する認識についてお答えします。

ご質問の趣旨にありますように、総務省からICTを利活用しての地域課題の解決の成功事例が公開されており、本町におきましてもこれらの事例を参考とし、調査研究は必要と考えております。現在、本町でもICTの重要性は認識しており、第6次多賀町総合計画での行財政運営において、ICTの活用などデジタル化による行政の効率化の推進を基本方針とし、ICTを活用し情報の一元化、事務の効率化を図る取組を進めております。行政内部では、ロゴチャットシステムを導入し、職員間の情報伝達、情報の履歴を残すことで正確な業務の引継ぎ、情報共有を図り、またAIを活用して申請書などの手書きの書面を自動で読み込み電子化すること、また会議の音声記録を自動で文書化するシステムを導入することで事務の効率化を図り、効率化により得られた時間をほかの住民サービスの向上につなげる体制を目指しております。また、住民サービスに直結するところでは、マイナンバーカードを活用した住民票などのコンビニエンスストアでの交付、ハザードマップ災害時の避難場所などの情報を一括して把握できる公開型地図情報システムを構築し、ICTの利活用に努めております。

議員も既にご承知のように、国ではDXの方針が打ち出され、また総務省の調査では オンラインによる行政手続を望む利用意向は全体の77%と示されているなど、そのニーズは高く、今後ますますICTを利活用した生活の利便性の向上が求められる時代となります。しかしながら、国では誰一人取り残さないデジタル化をスローガンにされているものの、高齢化率33.5%の本町ではデジタルの活用に精通している方と苦手な 方との情報格差の問題は念頭に置いておかなければなりません。この情報格差の解消のために、生涯学習課において初めてのスマートフォン講習会を開催させていただいておりますが、まだまだデジタルに慣れていただき情報格差をなくしていくには時間を要するものと考えております。昨年の6月議会にも答弁させていただいておりますが、時代の流れであるICTの利活用、デジタル化の推進は重要と認識しつつ、アナログ的ではありますが、行政運営の基本は目を見て話をする人と人とのつながりを大切にし、住民の皆さんに寄り添った便利さと温かさが大切でもあり、本町ではデジタル化を推進する分野とアナログを維持する分野の両立が必要であると考えております。ICTの利活用が求められる時代の流れと本町の実情、住民の皆さんのデジタル環境への慣れを見極め、住民の皆様に最も必要とされるICTの利活用、また総務省から示されている事例を参考に、移住・定住などの地域活性化につながる政策形成、ICTの利活用の調査研究に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(松居亘君) 吉田学校教育課長。

〔学校教育課長 吉田克君 登壇〕

○学校教育課長(吉田克君) 大橋富造議員のICTを活用した政策形成についての質問うち、GIGAスクール構想の現状はどうなのかのご質問についてお答えいたします。現在、小中学校におきましては、学習の際に1人1台のタブレットPCを必要に応じて活用しております。各学校では、タブレットPCを使って課題に対して調べる学習活動、自分の考えをまとめる学習活動、自分の考えを発表する学習活動と様々な学習過程で活用を図っているところです。

例えば、具体的には、タブレットPCを学習中に使うことで、児童生徒は個々のペースで取り組む内容や進度を決めたり、反復学習により学習内容の定着を図ったり、また動画を簡単に撮影することができるので、体育の学習で自分の動きを撮影して、それを見て自分の動きを振り返るなど、学習に対する意欲が高まっています。

また、本年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によりますと、「学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という問いに対して、役に立つと肯定的に考えている児童は100%であり、学習でタブレットPCを利用することが勉強の役に立っていると多くの子どもが捉えており、タブレットPCの活用意欲は高まっていると考えております。

学校の教員の情報共有や時間短縮につきましては、導入いただきましたムーブノートというソフトウエアを活用することで、児童生徒の意見の集約を短時間で行うことができ、話合い活動に時間を確保することで学習の充実を図ることができております。また、学習教材等のデータをサーバーに保存し共有しているので、どの教員も閲覧することができ、教材研究等の効率化を図ることができております。

ただ、議員ご指摘のとおり、タブレットPCも機械であり、それが町内で620台導

入されておりますので、各学校で不具合も発生しております。タブレットPCが起動できなかったり、アプリケーションの起動の不具合やネットワークへの接続不良が発生したりするなど、各種の不具合が発生しております。

これらの不具合の解消には、教育委員会事務局やICT支援員が対応をしており、学校の教員に設定等をやり直していただいてはおりません。しかし、学習時に急に不具合が発生したときなどは現場でタブレットPCの再起動をお願いしておりますし、ICT支援員がその学校にいた場合にはICT支援員に代替機を準備してもらったりしております。

タブレットP C端末の故障については、導入以来、現在までで8台発生しており、業者に修理に出しております。故障時の修理については5年間の保守契約を結んでおり、現在は5年間の契約の3年目に当たるため、機器が故障した場合、端末については機器の交換等の対応を無償で行っており、費用は発生しておりません。

しかし、今後、学校外に持ち出したり家庭で使用したりすることも多くなります。その際は保守の契約外になるため、今後は損害保険等の契約を行うことを視野に入れることも必要になると考えます。また、機器の高性能化や学習コンテンツの大容量化に伴って扱うデータ量も増加することが考えられますが、その際は大量のデータに対応することができるネットワークに改善していくことも必要になると考えられます。

したがいまして、次回のタブレットPCの入替え時において費用が増大することが想定されるため、学校現場での活用状況を確認しながら、計画的にICT環境の保守、改善に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、令和3年度におけるGIGAスクール構想に関するネットワーク保守料、インターネット接続サービス料、教育用ソフトウエア使用料等の年間保守維持費用は、多賀小学校で158万8,151円、大滝小学校で65万6,702円、多賀中学校では104万6,181円であり、メンテナンス費用は多賀小学校の画像転送装置の修繕による6万500円であり、計335万1,534円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(松居亘君) 大橋議員。
- **〇11番(大橋富造君)** 町長、ありがとうございました。また、学校教育課長、ありが とうございました。少し質問させていただきます。

私も、ICTに関する内容につきましては専門的でもありませんし無頓着な人間ですので、現実的に何を抑えてどう言えばいいかというのは非常に難しいんですけども、私の思うてる意味は、町長の首長としてのスタンスの問題でありまして、やはり首長がどういうふうな判断で部下に示しをしていくんかというのが一番大きな過程やと思います。そのためには、当然腹をくくってそれだけの予算を取っていくのが首長の仕事やと思うんです。私、今までずっと見ておりますと、徐々に改革が進んできまして、これ以上更に輪をかけて住民の暮らしと生活を豊かにするために、どういうような概念からそうい

うようなものの持ちようをすることによってスピーディーに対応できるんかなというとこら辺をいろいろと考えてみますと、先ほど町長の方からお話がありましたように、それ相当の力量で物事を考えられて部下に指示されているなというふうに今つくづく感じました。しかし、これからこの辺の問題につきましては、まだまだICTという活用した情報技術は限りなく進んでいく過程ですので、これは首長1人が物事を言っても始まる問題ではありませんし、それを取り巻く副町長ならびに各所管の課長がそれぞれの立場で物事を見ながら、1つでも2つでも前向きに進めていくのが1つの過程かなと思います。そういった中で、これからもこの問題については政策形成を続けていく中におきましては続いていく状況と思いますので、今後とも町長、いろいろな面で勉強もしていただきまして、また他町村の過程の中におきましてメリットがある部分については大いに取り入れていただきまして指示の方をしていただきたいというふうに思います。

そういった中で、私1つだけ、今回はいろんな分野の総務省から出ている内容の中においていろんな形が紹介されておりますけれども、たまたま今回は教育施策に対するところを中心に学校教育課長の方に質問させていただきましたけれども、結果的には医療とか防災とか子育てとか、もしくは福祉、そして交通部分、もしくは環境部分といういろんな施策のところがまだまだ限りなくあると思いますが、時間があれば多くの分野について1つずつ本当は問いかけをして、今までやってきている事例を紹介していただくのが筋かと思いますけれども、今回は時間の関係で町長の見解と学校教育長の見解だけをさせていただきました。その辺、ほかの課長にはそういうことで中途半端な形ですのでお許しを願いたいというふうに思います。そういった中で、一旦その町長の言われてる内容につきましては十分理解させていただきましたので、この辺に対する質問はこの状況で終わらせていただきたいと思います。

もう一つは、GIGAスクール構想の方からの過程で、ただいま吉田課長の方からいろんな分野の話をされておられますし、一番心配するのは、やはり国が政策的に1人1台のタブレットという大きな手形を振られまして、もう既に各学校の方にはそういった類いで子どもたちはタブレットを利用した教育がされてきています。そういった中でちょうど3年ほどになりますけども、やはり故障するとかメンテが必要になってくるとか、メンテを依頼してもなかなか業者も直してくれへんと、こういうようなことでやり繰りしているというのも実態でした。その辺は先ほど答弁の中でされてましたように、代替できるものは代替する、もしくはよそから借りてきてでも、よその学校の中の学年のところから借りてきてでも対応してきたというようなことで、それ相当のことはされていると思いますけども、一番心配するのは、これからそういった情報技術を更に展開させていくための1つとしては、やっぱり乗せ替えする時期が当然来るものと思います。そのときに国が全部100%、今までと同じようにタブレットの費用を100%補助率として出していただければそれはそれにこしたことはないけれども、これはもう全国的な分野でどこまでそれが浸透して、また新たに要するに乗せ替えられるんだという保証は

今現在ありません。しかし、学校の教育は順次進んでいくわけですので、行政としては そういった類いについての予算を今から考えとかないといかん分野と思います。これは 当然、教育長と相談しながら、どういうような形を作っていくんかというのは一応大き な大事な問題やと思いますけれども、私が言うてる以前に、そんなん当たり前やという ふうに職員の方は思っておられるかもわかりませんけれども、実態をいろいろと確認し ますと、やはり使ってる側としては、故障した、もしくは興味本位であちこち触りかけ たら結果的に機能的におかしくなってしまうというような分野で、そういう分を元のさ やに戻せる技術というのは、全ての教職員の方が持ってるわけじゃないので、できれば 学校一人一人、学校の中においてそういう専門的な分野の方がおられるようなスタンス をどうするんかと。現在、小学校、中学校とも、それによって弊害が出たということの 話は聞いておりませんけれども、しかしそれに似通ったことは何回もありましたという ふうに言われてます。当然、皆さんの机のディスクワークの中におきましても、パソコ ンをなぶっている以上、そういうことの路頭に迷われたという形のものも多分にあるん じゃないかと思います。そういうことで、これからの学習の中におきまして、我々大人 がやっぱり気を遣うてやらないかんのは、必要台数を確保する、そして故障時に対して メンテを速やかにやっていただくための工夫を、学校教育の中で支障が出ないようにす るためにどうすべきかいうのは改めてやっぱり考えていかないかん問題かなというふう に思います。それと問題として、端末購入に対しまして、やっぱり時間がかかります。 これはもう多賀町の教育だけじゃなしに全国的に端末そのものを購入しようとしたとき には、当然もうあちこちから来るわけですので、部品等のあれがなくなってきて時間が かかるというふうに言われてます。その辺でデメリットとしてあるんじゃないかと思い

3つ目に、管理面の中で、さっき言いましたように、故障の対応のために教職員に対して負担がかかっていることは事実と思いますけれども、それを軽減する工夫をどうしたらいいかというのは考えていかないかん問題やと思うんです。当然、吉田課長の方では考えられてはおると思いますけれども、その辺の状況について、もしも何かありましたら後ほど言うていただきたいというのと、そして最近の状況におきましては、パソコンはパソコンでもいろんな機種が出回っておりますので、対応のところで互換性ができない分は現実的にあると思うんです。これからますますそういうふうに乗せ替えしていこうとしたときには、今まで使っていたものが使えないと、もしくはスキルアップされとるさかいにちょっと違った形も出てくるというふうに言われています。そういったことで、よりその機器に対する特性を生かした学業ができるような工夫を、これから共に実際にやっていただける実務の方と対応の仕方について検討していかないかんのじゃないかというようなことも言われてました。その辺また、後ほどもしも答弁ありましたらしていただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。答弁もしありましたらしてください。

- 〇議長(松居亘君) 吉田課長。
- ○学校教育課長(吉田克君) ただいまの再質問に対してお答えいたします。

教職員の負担を軽減するといった方向で考えるということですけども、今回の議会に上げさせていただいております補正予算の方でお願いしておりますけれども、ICT支援員、やはり人が学校の先生を助けることが多いかなと考えておりますので、そちらの方でまた支援員の協力を得ながら学校の教育を進めてまいると、学校の教員の負担が少しでも減るのではないかと考えておりますので、どうぞご理解よろしくお願いします。

また、今後のことにつきましても、学校の現場の意見も大事かなと考えておりますので、そちらの活用状況、またそちらの意見等々も尋ねたりしながら、よりよい方向性を考えていけるといいかなと考えておりますので、そちらにつきましてもご理解、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

- 〇議長(松居亘君) 大橋議員。
- ○11番(大橋富造君) 次に、2つ目の質問につきまして行います。

2つ目には、所有者不明の土地の現状についてというタイトルで質問事項を書かせて いただきました。多賀町における所有者不明土地の状況についての現状についてお伺い をしたいと思います。

相続登記が義務化となることから、所有者や不明土地の増加にある程度の歯止めの効果があると思いますが、既に存在する所有者不明の土地等の問題解決には相当数の時間を要すると思います。今や、墓じまいをはじめ身辺整理をされるということも、少しずつ時代の風潮とともに変わりつつある中、先祖からの土地、建物その他に付ける相続ができていないものが多々あるんじゃないかというふうに思っております。このことは、周辺の環境や防犯の面からも、そこに住まれる住民にとっては不安ではあります。

しかし、手続にはいろんな個々の理由があってできないケースもあり、法的な強制力や罰則等もなく、個人の判断が優先されるべきものですが、このまま個人の判断としてしまえば将来に影響を及ぼすことも予測できます。特に将来のまちづくりがとん挫するという可能性もあります。

そこで、この問題の現状と対策についてお伺いいたします。既に把握されている所有者不明の土地、建物は様々ある中、住宅地、農地、山林等、どのくらいの件数や面積になるのか、そのことで得られない町税収はどのぐらいの金額になるのか、一応この辺の内容についてお伺いしたいと思います。また、報告された内容から、これまでにどのような対策を実施し、何件ぐらい解決に至ったのか、それもお伺いします。特に町税を預かる税務住民課の担当部署として、毎年いろいろな試行錯誤をしながら対応はされていることは十分承知をしておりますけれども、調査方法にさらなる工夫を取り入れた対応を考えていかなければならないと思っております。この辺、税務住民課長の答弁をよろしくお願いしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

〇議長(松居亘君) 岡田税務住民課長。

○税務住民課長(岡田伊久人君) 大橋議員の所有者不明土地の現状についてのご質問に お答えします。

所有者不明土地とは、登記記録で所有者が分からない、もしくは分かっていても連絡がつかない土地で、議員が申されたとおり、この所有者不明土地の問題は深刻な状況です。国土交通省平成30年版土地白書では、登記記録で所有者が不明な土地は約20%にも上ると報告されております。所有者不明土地が発生する原因の多くが、相続登記をされず、所有者が故人のままとなり、所在が分からなくなっています。時間が経てば経つほど深刻化していくものと考えられます。

平成30年11月15日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行され、法務局では所有権の登記名義人の死亡後、長期にわたり相続登記がなされてない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で長期間相続登記未了である旨を登記に付与し、法定相続人等に登記手続を促しています。

相続登記の申請は義務ではなく、任意によるものとされています。そのため、申請せずにそのままになっているケースが多々ある状況です。そのため、所有者不明土地問題の解決のために民放等の一部を改正する法律が令和3年4月28日に公布され、令和6年4月1日から、相続を原因とする所有権移転登記を義務化し、法の施行日および相続開始を知った日から3年以内に登記をする必要があります。また、施行日以前に相続の開始があった場合、過去の分についても適用されます。この義務化には罰則も盛り込まれたところです。また、今後、相続登記だけでなく、所有権登記名義人の氏名変更や住所変更の登記も義務化される予定です。

ご質問の所有者不明土地についてですが、固定資産税につきましては登記記録を基に 課税台帳に登録し、その所有者を納税義務者としております。また、固定資産税の課税 については、課税標準額が30万円未満、免税点未満の土地については課税しておりま せん。家屋については20万円未満、償却資産にあっては150万円未満となっており ます。免税点以上の納税業務者に課税を行い納税いただいております。

令和4年度の課税状況でございますが、土地では個人、法人の納税義務者が4,935人で、そのうち免税点以上が3,058人となっております。3,058人の納税義務者に納税通知書を送付し納税いただいておりますが、そのうち送付先が把握できず所有者不明で処理しているのは17件となっております。その土地の筆数は170筆、総面積は24万㎡、税額は土地家屋合わせて19万9,800円となっております。

以前から、固定資産税を課税するに当たりましては登記情報等を確認し、所有者不明につきましては法務局と連携して調査し、相続人等の把握に努めてきたところです。毎年5月に納付書を送付し、宛先不明で返却されるものが、年により相違がありますが、10件ほどでございます。住所確認など再度調査を行い、課税に努めているところでございます。先ほど申しました免税点未満の土地につきましては、所有者不明土地に相当

数あると思いますが、筆数は把握できておりません。

現在、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により、法務局では登記 事項が70年以上変更されていない土地について確認作業が実施されております。所有 者の相続人特定作業を連携して実施しているところでございます。結果としましては、 令和元年度から令和3年度で約40件調査された中で12件の所有者が特定され、現在 その特定された所有者が登記簿に記録されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

### 〇議長(松居亘君) 大橋議員。

○11番(大橋富造君) 課長、ありがとうございました。非常に詳しく説明していただきましたし、私の調査の内容の中におきましては、言おうという質問内容は全部答えで言われておりましたので、改めて再質問するというような状況には至っておりません。ここにおられる議員の皆様方、ならびに所轄する行政の職員の皆さんも、こういうような状況やという現状は十分把握していただけたんじゃないかなと。やっぱり、それ相当なところにつきましてメリット、デメリットはありますけども、そのままほったらかしてるということについては、やはりお互いにコンタクトを取り合いながら前向きに言うてあげるのも1つの行政の内容かなと思いますし、取るだけじゃなしに、やっぱりそういうことも非常に大事な仕事の1つだと思います。

これからも税務住民課の方におきましては、土地所有者不明の土地だけじゃなしに、 いろんな面において税収的な部分を踏まえたときにいろんなものがあると思うんです。 例えばバイクとかそういう鑑札については、現実に申請されたときは当然出てますけれ ども、そのままほったらかしの状態でもうどうなってるか分からんと。そうすると、逆 にその分は納税で取られてる部分もありますし、逆にそれがほったらかしになっとると いうとこら辺もあるかもわかりません。そういうふうに細かい部分で見てみると、さら なる税収をアップしていくための1つの手法として、職員一堂になって今以上に徹底し た仕事ができるように、また指導しながら仕向けていただきたい。私も彦根市の資産管 理課の方でいろんな部分がありまして話をさせていただいているんですけども、あそこ は多賀町が思うてるような分よりも更に厳しく、それに対して何も取り立てようという んじゃなしに、双方にメリットが出るような形のものを自ら行政が汗をかいてやってい くことが事実でした。その中でも、要するに委託でやられてる方も入っておられました ので、多賀町の場合におきましてもそういうとこら辺を身近なケースとしてまた勉強し ていただいて、今後の過程に役立てていただきたいというふうに思います。どうもあり がとうございました。一応、2件、質問させていただきました。いろいろとありました けども、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

### 〇議長(松居亘君) 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

(午後 0時54分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

[2番議員 清水登久子君 登壇]

**〇2番(清水登久子君)** 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、通告書に基づき 質問します。

まずその前に、7月の子ども議会は、大人と違う目線からの質問等に、自分たちのまちを良く見ているなと、子どもの目線から見た質問もなかなかすごいなと感心することしきりでした。お話しされたのも私らよりも上等でした。それに負けないように頑張って質問しますので、よろしくお願いします。

まず最初に、子育て中の保護者へのケアについて。

親兄弟から協力が得られず近所付き合いもなく子どもを育てる状態のことを、孤育てと言います。この孤育ての「孤」いうのは孤独の孤と書く「孤」なんで、それを孤育てと言い、ほとんど全ての家事や育児を1人で背負っていることをワンオペ育児、これはワンオペレーションの略の言葉です。

父親または母親が毎日の育児と家事などを一生懸命して、育児の責任を1人で抱え込んで、誰にも認められず孤独感を強いられることにより、児童虐待につながってしまうこともあるようです。町内でも、そのような状況に置かれている方がいないか、私はとても心配です。

また、産後のお母さんは心身が不安定になりがちですが、そのお母さんと子どもたちの心身の安定と親子の愛情形成を図って、地域で安心して子育てができるようにサポートするために、産後ケア事業を行っている自治体もあります。出産、または退院後、赤ちゃんと一緒に過ごすことができる宿泊型ケア施設に泊まってもらい、心身ともに安らげる場所を提供しています。2019年には、母子保健法の一部を改正する法律が成立し、この産後ケア事業が市町村の努力義務とされました。このような国の動きや状況の中で、次の4点についてお聞きをします。

- 1、産後ケアについての取組状況はどのようになっていますか。
- 2、町内にはケアするための宿泊施設等がありませんが、今後はどうされますか。
- 3、厚生労働省は産後ケアについて、親子がどこに住んでいても手厚い支援を受けられるように今年度中に自治体向けに指針を策定されるようですが、現状はどうですか。
- 4、1歳未満の赤ちゃんの人数は把握されているでしょうか。また、外出がままならずケアを希望されている保護者の対応はどうされるのでしょうか。お聞きします。

#### 〇議長(松居亘君) 林福祉保健課長。

#### [福祉保健課長 林優子君 登壇]

○福祉保健課長(林優子君) 清水議員からのご質問、子育で中の保護者へのケアについてお答えいたします。

まず1点目、産後ケアについての取組状況ですが、多賀町におきましては、平成30年度から産後ケア事業として家族らから産後の十分な援助を受けることができず育児への支援を必要とする者が、心身を安定させ、育児に対する不安を解消し、安心して子育てができるように、宿泊型(短期入所事業)とデイサービス型事業を提供できる体制を整備しております。短期入所事業およびデイサービス型事業につきましては、彦根市中央町の神野レディスクリニックと、また令和4年9月1日からは東近江市で開設されている共同助産所お産子の家に事業委託をしております。なお、今年度は利用できる産院数を増やし、また提供できる事業も宿泊型とデイサービス型に加え、訪問型事業も整備することができました。さらに、多賀町社会福祉協議会では、地域で安心して子育てができるサポート体制を構築するため、人材確保に向けた取組として、今年度の新規事業で産前産後サポーター養成講座を計画しております。地域の助け合いの仕組みの1つとして、子育て支援をサポートするボランティア組織を育成し、地域で安心して子育てができるまちづくりを目指し、今後、取り組んでいく計画でございます。

2点目、町内にはケアするための宿泊施設がありませんが、今後どうされますかのご 質問にお答えいたします。

産後ケア事業につきましては、心身の不調や育児不安等があり、特に支援が必要と認められる母子が対象となり、事業の担当者としては、原則、助産師を中心スタッフとして、保健師、看護師を1名置くこととなっています。今ほど申し上げましたように、本事業につきましては、母子への心身のケアのサポートなどきめ細かい専門的な支援が提供できるよう、宿泊できる施設だけでなく、助産師、看護師など専門的な支援体制が必要ですので、産院等に委託している状況でございます。

里帰り出産をされる母子が大変多い中、今後は支援を受けられる産院など広域で利用できるような体制整備も必要と考えています。

3点目の、親子がどこに住んでいても手厚い支援を受けられるように今年度中に自治 体向けに指針を策定されるようですが現状はどうですかのご質問にお答えします。

令和2年8月に産前・産後サポート事業ガイドラインおよび産後ケア事業ガイドラインが示され、自治体や関係機関での取組が始まっております。さらに、令和7年3月までに産後ケア事業は全国展開を目指すこととされ、日本全国どこにいても育児に問題を抱えた産婦が、質が担保された産後ケアサービスを受けられるように、ガイドラインに従って各関係機関や自治体においても取り組んでいるところでございます。ただし、県内でも湖北・湖東圏域においては産院が大変少なく、ケアを提供できる施設や専門職も少ない状況でございます。また、里帰りなどで住民票がない地域でサービスを受けようとした場合には、補助金の助成の体制の違いや専門的な精神的なサポートが受けられる

医療機関が少ないことなど、解決しなければならない課題は多く、本町だけでは対応できないこともおおくあります。

このようなことから、今後示される指針や国や県の指導の下、関係する医療機関や市町村間の情報共有や連携体制を図り、妊産婦や乳幼児がどこに住んでいても安心して健康な生活が送れるよう努めてまいりたいと考えます。

4点目のご質問にお答えします。

町内の1歳未満の乳児は、9月1日現在で51名であります。また、外出がままならず、ケアを希望される保護者等には、保護者の外出時、子どもを預かってくれるファミリーサポート事業をご紹介しています。この事業は、1市4町がNPO法人保育サービスドリームに委託しています。育児の援助を受けたい依頼会員と援助を行いたい提供会員とが登録をしておき、有償で助け合う仕組みになっており、ゼロ歳から小学校6年生までのお子さんをお持ちの会員に、保護者の外出時や育児疲れでリフレッシュしたいときなど、依頼会員と援助会員とのマッチングが成立した際は援助が受けられる仕組みになっています。

また、今は新型コロナ感染症の感染拡大の影響で事業はちょっと休止中ではございますが、多賀町シルバー人材センターにおいても、首が座った頃から就学までの子どもを希望に応じてシルバー会員がお預かりし、子育て中の保護者を支援する育児支援ママ・サービスという事業もあります。

これらの事業の周知につきましては、民生委員、児童委員が、赤ちゃん訪問時にリーフレットを配布したり、乳幼児健診などで保護者からの相談を受けた際にご紹介したりと、必要な方が必要なときに支援が受けられるよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- ○2番(清水登久子君) ありがとうございました。すごい良いことをしててくれはるのをあんまり知ってなかったもんで、何かこんなんに出すこと自体が何言うてんねんと思われるかもしれませんが、それでももうちょっとだけ言わせていただきたいんですが、私もちょっとそんな意味で、子どもとか今おる体制ではございませんので全然分からなかったことなんですが、それでもやはり若いお母さんが言うてはったのを聞いてますと、「私らほんまにえらいのはえらいねんけど、誰に言うたらええねん。分からんのや」いうて、「ほいでもどっかでしたる言わんねけど、どうしたらええ」いうのを何人かに聞きましたので、これではあかんなと思ったんでちょっとお伺いしたかったんです。特に子どもが2人とか、今生まれてもうひとつ2歳ぐらいの子とか兄弟を抱えている場合、もうワンオペにならざるを得ない状態のときにこの間のあったところですし、そういう意味でもあれも一種のワンオペやったんではないかと思うような事件がこの間ありましたので、やっぱりそれは親の責任ではないんですが、その周りに誰かがいなかったのか

ないう感じまでするような状態ですので、それをすごく思いました。それと、私でもも う何人か子どもを持っておりますので、昔でも今でも同じことは同じことなんですけど、 やっぱり昔、もっと母体を大切にいう形で、結構長いこと休ませてもらえるという、親 元へ帰ってでもなんですができるんですけど、この頃はもう核家族で、全然そういう見 てもらえなくて、もうすぐ後から何かせんならんというのは、ひどくかわいそうな状態 の子が、子言うたらええか、お母さんがすごく多いもんで、もうちょっとと思うたんで す。今言うててくれやった神野レディスクリニックですね。そこへ行かはるのは分かる んですが、この間、私も一応ネットのあれで調べてみたんですけど、神野レディスクリ ニックでは彦根市内の方とかしか書いてなかったんです、調べたときに、見てもらえる のね。それが書いてたし、もしそこが引き受けてくれやるとしても、そこで産んでその まま続けてとかいうことが書いてたんです。でも、全然違うところで産んで、そこへ行 っていうのはなかなか心情的にできんもんやから、それとかも書いてましたし、ほんで 適切な施設はどこでつくってもいいような、別に多賀町でせんならんでものうて、主体 は市町村やけども、それ自体は別にどこででも、一部でも全部でも委託することができ ると書いてたんですけども、やっぱり多賀町内で見てくれはるところが、泊めてもらえ るところがあったらお母さんも安心するのではないかと思いますので、もう一度それは 何とかならんのでしょうか。家とかそういう意味でやったら、いくつも空き家とかもあ りますし、そういうなんを利用してでもしてあげられたらいいのではないかと私は思っ たもので、ちょっとお聞きしたいんですが。

- ○議長(松居亘君) 林福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(林優子君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今、清水議員がおっしゃられたとおり、コロナの感染の状況もございまして、今、多賀町が委託している神野レディスクリニックにつきましては、今現状ではこのクリニックの方で出産をした方のみしか利用対象者にできないという制限を今、受けているところです。ですので、先ほども答弁させていただきましたように、この9月1日からは病院ではなく共同助産所、これは経験豊富な助産師たちが7名で設置をされてます市助産所で、病院ではございません。こちらのお産子の家というところに委託を9月1日からさせていただきました。ですので、こちらの方につきましては、どこで出産されようがサービスを受けていただくことができるということと、あと今後、また市立長浜病院の方にも多賀町の方は出産される方がございますので、そちらの方も委託ができるように今、準備をしているところです。

多賀町内でこういう施設があればというご提案なんですけども、町内で身近にそういう施設があれば本当に最も理想的であるかとは思いますが、こちらも先ほど答弁させていただいたとおり、施設があっても専門的な助産師、看護師、あるいは保健師がいなければ、このサービスが提供できないという規制がありますので、今の段階では現実的には困難かというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- 〇2番(清水登久子君) ありがとうございます。なかなか良いお話で、今の子はいいな と、そういうふうに思いますが、それでも何とか多賀の中でやってもらえたら一番あり がたいと思うんです。やっぱり下の子を産んで、上の子がいやってとか、そういう2人、 3人とかなると、余計にその遠いところへ行ってしてもらうというのがなかなかできな いことと、いろいろケアのそういう病院のすごいところなんかに行くと1日3万円とか 4万円とか出したら、もう至れり尽くせりのそういう施設もあるのは書いてたんですけ ど、そういうケアをするというのはなかなか今、共働きで頑張っている人が、そんな1 日に3万円も4万円もかけて自分の体を癒すために行けるかいうと、それは無理な話な んで、だからそれまで行かなくても良いような、ほんまに近くでいうので何とかなった らうれしいなと、そういうふうに思いました。どうしようもない言われれば、それまで なんですが、やっぱり自分たちのまちの子なんで、それをもっともっと考えてもろたら ありがたいと思います。お父さんやお母さんだけの問題でなしに、皆、まちの問題なん で、できればそういうなんをして、例えば助産婦とかああいうなんでも歳いった方、シ ルバーになる人でも、例えば私でもとは言いませんけど、私は駄目なんで、そういうふ うに経験のちゃんと教えられるぐらいの人がいはると思うんです。そういう方を利用し ていうたら言い方は悪いんですが、お手伝いしていただいてするとか、そういう形を取 ってもらえたら、人がない人がないいうたら、それは専門職、ほれ何とかと言うたらや けども、やっぱり傍で寝てて、「大丈夫か」とか、あと「ここが痛い」とか、そういう て聞いてくれる、そういう人がいるだけでも違うと思うので、もうちょっと親身になれ るような状態をつくってほしいと私は思うんですが、そういう意味では何とかならない のでしょうかね。確かに、施設はいいところあるんですよ、いっぱいいっぱい。大分考 えてくれやるようになりましたし、産前に至ってはもう至れり尽くせりでやってはると 思いますし、そこはいいんですけど、もうちょっと何とかあと、これできひんし、よそ で頼むわというのは、ちょっと何とかと思うんです。そこを何とかもうちょっと考えて いただくということはいきませんでしょうか。
- ○議長(松居亘君) 林福祉保健課長。
- 〇福祉保健課長(林優子君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

1つ整理が必要ではないかというふうに思いまして、質問を聞かせていただきました。 1つ、産後ケア事業といいますのは、心身の不調または育児不安があって、特に特別な 支援が必要な方が対象になりますので、先ほどから重ねて申し上げてるように専門職の 対応が必要ということですが、多分、清水議員がおっしゃられてるのは、産前産後にい ろんな育児支援だったりとか家事支援だったりとか、ちょっと見てもらえるサポートだ ったりとかという、そういうサービスを考えておっしゃっていただいているのであれば、 そちらは産前産後サポート事業という、ちょっと整理をさせていただく方が良いのかな というふうに思います。 今申し上げました産前産後サポート事業につきましては、今、清水議員がおっしゃっていただいたように、経験豊富なちょっと年配の方でも大丈夫なので、シルバー人材センターの会員で育児の経験がある方とか、先ほどご紹介させていただきました、これから要請をしていく社会福祉協議会でのサポーターだったりとか、そういう人材にご協力を頂いて、例えば自宅の方に訪問に行っていただいたりとかという形で産後の育児の支援、サポートができるのではないかというふうに考えております。今の若いお母さん方につきましては、ご自宅に来ていただく、その方が自分が全部いろんな物品とか何もかもそろえてよそへ行くというよりは、自分の今いながらにしたところに人に来ていただく方が負担が少なかったりということもおっしゃってますので、子どもにとっても普段と違う場所というよりは、普段から慣れてるご自宅でという方が安心して過ごせるというメリットもございますので、そういう辺りで支援の内容や幅が広がればなというふうにまずは考えていきたいというふうに思っています。今お答えできるのは以上です。

### 〇議長(松居亘君) 清水議員。

**〇2番(清水登久子君)** ありがとうございました。なかなかいいことをしててくれやるということは重々感じてますので、そのまま続けていただいて、安心して子どもが産める状態、そういうなんができるように努力いただいてしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これ以上言うても無理ですので、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問なんですが、多賀町文化財保存活用地域計画の進捗と今後についてをお 聞きします。

令和2年9月定例会で芹谷分校跡地の今後の利用について質問させていただいた中で、 令和2年度から2か年をかけて多賀町文化財保存活用地域計画を策定する予定とお聞き しました。この計画は、平成30年に改正された文化財保護法により、文化財を保存だ けでなくまちづくりや観光資源として活用していくというものです。

日本の現状を見ると、大都市への人口が流出し、地方は人口減少に陥っています。人口減少により、地域に残っていた貴重な文化財や地域のお祭りや伝統行事等も守っていく人がいなくなってきています。多賀町も例外ではなく、霊仙地域や芹谷地区には以前はたくさんの方が住んでおられましたが、ほとんどの方が出ていってしまって廃村となったところもあります。このままでは忘れ去られていく一方で、大変悲しいことです。

かつて霊仙地区や芹谷地区に住んでおられた方々も、望郷の念を抱いておられると思います。親やご先祖様が暮らした、いわゆるルーツを守りたいという思いは強いと思います。「かつての村の痕跡を残すのは大変困難かもしれないが、ここに小学校があったと分かる石碑をせめて建ててほしい」と住民の方からお聞きしました。多賀町では特に山間部での人口が減少し、今後更にこのような地域が増えるのではないかと私は心配でなりません。それを未然に防ぎ、まちを盛り上げてくれる一筋の光がこの計画だと思います。絵に描いた餅でなく、この計画を実行してまちづくりを進めていくことが大切だ

と思います。

そこで、次の2点についてお聞きしたいと思います。

- 1、多賀町文化保存活用地域計画のその後の進捗状況はどうなりましたか。
- 2、今後、この計画をどのようにして進めていくのでしょうか。お願いします。
- 〇議長(松居亘君) 大岡生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大岡まゆみ君 登壇〕

**〇生涯学習課長(大岡まゆみ君)** 清水議員の多賀町文化財保存活用地域計画の進捗と今 後についてのご質問にお答えいたします。

はじめに1つ目の、多賀町文化財保存活用地域計画、その後の進捗状況はどうなりましたかですが、多賀町では令和2年度に文化庁補助事業として計画作成に着手し、地域の現状や課題を把握し、文化財の保存活用について令和3年3月に計画をまとめ、7月に多賀町文化財保存活用地域計画が文化庁より認定され、教育委員会では地域の皆様にもご理解いただくよう概要版も作成いたしました。また、今年5月には多賀町文化財保存活用地域計画推進協議会を設置し、計画の進捗状況や内容についての評価や、必要に応じて計画を見直すための体制も整えたところであります。

2つ目のご質問の、今後この計画をどのように進めていくのでしょうかについてですが、今後の方針としては、計画にも定めていますとおり、まずは散逸や滅失を未然に防ぐべく、まちの文化財の現状を的確に把握するとともに、現状に応じながら優先順位を付け、継続的な調査を行い、調査においては有形無形問わず、対象文化財の価値づけを適切に行い、保存の措置と積極的な活用を進めたいと考えております。

議員からのご質問にありました地方の人口減少による文化財の保存についての問題点も、実情に合わせた検討が必要であります。地域のことを知り、学び、記録して伝えるためにどのようにしたらいいのかを地域の皆様とともに共有し、地域全体で解決することを目的に取組を進めたいと考えております。今後は地域の皆様が主役になって推進する文化財を生かしたまちづくりに移行するための組織や体制を築き、将来的には文化財を産業や観光の事業に含め、地域と民間が中心となるまちづくり、人づくりを推進するため、計画に基づき少しずつ着実に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- ○2番(清水登久子君) ありがとうございました。これ、大体言うてはるのは、何か言うと、多賀は観光観光と言わはるんですけど、それ観光だけではなく、今まで住んでいた人がこういうふうに思ってたということを、ある意味では私はそれを大事にしたいと思うんです。いうのは、やっぱり自分が生まれたところはどんなところやったかいうのが、今、例えば私もあんまり知りませんけど、霊仙の方へ行くといろんな村が8つかそれぐらいあったんですけども、廃村になったのがたくさんあるんです。それを私は知ってるかいうたら、知らないんですよ。その地名すら分からんぐらいになってきて、もう

ほんまに分からんようになってもうてから、ここにあったんやで、あそこにあったんや で言われても、それこそ発掘調査せんことには分からんような状態から見るのでなしに、 今、消えゆくところをもっと見てほしいということで、お墓参りに来たとかそういうよ うな人でも、前はここに学校があって、前はここに何があってと、そういうなんで今、 懐かしがっていはる人がいるんです。そういう人のためにも考えてほしいと思うんです。 観光でよそから来てもらうよりも、自分らが住んでたところ、それをもっと大事にした いということを私は思います。大滝の方やと、まだいろんなところに住んではるんです よ。少なくはなってますけど、実際に河内の奥へ行ったら誰も住んではらへんというと ころはいっぱいあります。私は桃原しか知らんのであれですけども、桃原のところも今、 住人が1人とか2人とか、元々は50人も60人もいてたようなところなんです。そう いう意味で、どんどんなくなってるんです。やっぱりそういう意味で、ルーツを欲しい という、ルーツを探してほしいというのでなくて、今あるルーツをちゃんと大事にでき るときが今しかないと逆に思いますので、観光だそれ何だいうて、それを探すまでに、 今それを大事にしてほしいと私は思うんです。というのは、霊仙分校かな、そちらの方 は「小学校跡地」いうて石碑があるんですけども、芹谷分校のところ、あそこは何もな いんですよ。いまだに土場置き場みたいなそのままの形でありますし、お地蔵さんがあ る程度で、あああそこがそうやったんやなと、それぐらいしか分かってないので、そう いうところをもうちょっと大事にしてほしいなと。ただあそこへ石碑を建てるだけやっ たらそんなに時間もかからんと思いますし、お金自体もそんなにかからんと思います。 そういうなんをやってくれはったら、もっと前に住んでた人が喜ぶんではないかと、私 はそこに住んでなかったし私は知らないんです。それでも、そういうなんがあればいい なと思います。多賀町内を私はもっと巡りたいと、そういう意味で思いますけど、全然 そこへ行っても何があったところかいうのが分からんようでは何もならんと、私はそう 思うんです。だから、それをもうちょっとしてほしいのやったら、文化財としてじゃな くて住んでたところいう形を残してほしいとそう思いますので、そういうことでちょっ とお聞きしたんですが、どうでしょうね。

- 〇議長(松居亘君) 大岡生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(大岡まゆみ君) 議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。 ご質問の中にも、このままでは忘れ去られるものではないかとか、また自分の生まれ 育ったルーツを残したいという思いは誰もが心に持つ感情ではないかというふうに思っ ております。今現在、ワークショップによる意見の収集も行っております。そのような 思いを多くの方から聞かせていただきまして、実際にどのような保存するような文化財 があるのかということも、今現在、声を聞きながら情報の収集をしておりますので、そ の点はご理解いただき、また今後の展開に期待をしていただければと思います。よろし くお願いいたします。
- 〇議長(松居亘君) 清水議員。

○2番(清水登久子君) ありがとうございます。ちょっと私の言うてることがあんまり難しいというか、おかしいのかもしれませんけども、私は文化財としてくれという意味ではないんです。ただ、元があったところをいうことを、ちょんとしてほしいという、ただそれだけのことなんです、簡単に言うたら。おかしいですか。この間ですけど、図書館のところで本を見つけたんです。その本なんですけど、消えゆくある小さな山村の話、瀬河英雄さんいう方、後谷の本のことを書いとかれるんです。その本やら見てると、昔は村がいくつあって炭焼きをしたとか何とかかんとかいうて、ここが何人ぐらい住んではったとか、そういうなんが書いてた本なんです。それ見てて思ったんです。そういう意味で、1つずつの村にそういう何あったら、そんな本を1つずつ作ってくれはったら、ああここにはこういう村があって、こういうあれやったんやいうそういうなんが分かるようなんがあればいいなとすごく思ったもので、余計にそれを感じたんでちょっと言わせてもらったんで、それはこっちの勝手なことかもしれませんけど、やっぱり思ってはる人は、消えてしまうよりはちょっとでも、これしはったことによって後谷いうのがこれは出てきたんで、後谷はこういうところやったんやなというのが分かるので、そういうふうにしていただければなと思いました。

それともう一つ要望的になんですが、もう質問はしても無理だと思いますので、ちょっとさせてはもらいませんが、私はよう分かりませんけど、人に聞いたんでちょっと聞きたいんですが、麗しの芹谷という歌があったのを誰かご存じでしょうか。誰かございますか。ありますか。何かそれが30年ほど前に、藤本先生いう方が、もう若くして亡くなられた先生なんですが、その方が作られた歌いうのがものすごいすばらしい歌だそうで、私は聞いたこともないし歌詞も知りませんが、それを碑とかそういうなんをするときに書いていただいたらもっとすごいなという話を聞きましたので、これは要望的なもんなんですけど、そういうなんをしてもらえたらありがたいと思いまして、一応これ言われた方がおられたので、私は知りませんが、それをしていただければ、芹谷はこういうあれやったんやなと、その歌もあったら、よそによっては美空ひばりの歌とか何とかいうのはいっぱい碑があるでしょう。ああいう形でされたら、帰ってきた人も分かるし楽しいかなと思いますし、よそから来た人も、こういう歌が作っとかはんにゃというのが分かると思いますので、そういうなんもできたらいいかなと思います。

それともう一つお礼なんですが、この間、多賀音頭と多賀町民の歌を探していただいて、何か広報に載せていただいてありがとうございました。喜んではる人がいはりまして、私も聞いたことがないいうもんの、やっぱりそういうのもええもんですので、やっぱりそういうことは大事にしたいと思いますので、これからもいろいろ古いものを探す、そういう意味ではいいことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これはただの要望ですし、お礼ですので、ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○議長(松居亘君) これをもって、本定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、 厚く御礼申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長(松居亘君) これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の9月30日は午後1時30分に再開、総務常任委員長、産業建設常任委員長、決算特別委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、 討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

これをもって散会いたします。

(午後 1時34分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松居 亘

多賀町議会議員 大橋富造

多賀町議会議員 山口 久男